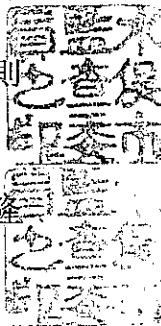


水俣市住民監査請求事務取扱要領をここに公布する。

令和3年3月18日

水俣市監査委員 坂本 幸則



水俣市監査委員 真野 賴隆

監査委員規程第12号

水俣市住民監査請求事務取扱要領

水俣市住民監査請求事務取扱要領を次のとおり定める。

目次

- 第1章 総則 (第1条~第2条)
- 第2章 請求 (第3条~第8条)
- 第3章 要件審査 (第9条~第11条)
- 第4章 暫定的停止 (第12条~第13条)
- 第5章 監査 (第14条~第15条)
- 第6章 陳述等 (第16条~第28条)
- 第7章 監査結果等 (第29条~第33条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

○ 第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「水俣市職員措置請求」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることとする。

(用語)

○ 第2条 この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請求人 水俣市職員措置請求を行おうとする者又は既に水俣市職員措置請求を行った者をいう。
- (2) 請求書 水俣市職員措置請求書（様式第1号）をいう。
- (3) 監査委員 水俣市監査委員をいう。
- (4) 制限行為能力者 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人をいう。
- (5) 事務局 水俣市監査事務局をいう。
- (6) 共同請求事案 複数の請求人から、同時期に同一内容の水俣市職員措置請求があつた案件をいう。
- (7) 取下げ 水俣市職員措置請求の全部又は一部を取り下げるることをいう。
- (8) 関係執行機関等 市長その他の執行機関又はその職員をいう。
- (9) 公表 水俣市広告式条例（昭和25年告示第29号）に基づく公告並びに水俣市広報紙及び水俣市ホームページ等利用可能な媒体による広報をいう。

- (10) 暫定的停止 法第242条第4項に規定する行為の停止をいう。
- (11) 傍聴人 陳述を傍聴する者（請求人のうち、陳述を行わない者を含む。）をいう。

第2章 請求

（請求の方法）

第3条 請求人は、水俣市職員措置請求を行おうとするときは、請求書に事実証明書を添付して、監査委員に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による請求書の提出は、持参又は郵送によることとする。
- 3 請求人は、次の権限を代理人に委任することができる。
 - (1) 水俣市職員措置請求書及び添付書類の提出及び取下げに関すること。
 - (2) 水俣市職員措置請求書等の提出の際に交付を受ける書類の受領に関すること。
 - (3) 水俣市職員措置請求書等の提出の際に行う補正に関すること。
 - (4) その他水俣市職員措置請求書の取扱いに関すること。
- 4 前項の場合において、請求人は、代理人に対する委任状（様式第2号）を添付しなければならない。
- 5 請求人が、制限行為能力者の場合は、その法定代理人の同意がない場合又は代理によらない場合は、水俣市職員措置請求はできないものとする。

（請求書の形式審査）

第4条 事務局は、請求書が提出されたときは、請求書の記載事項及び添付書類等について、水俣市職員措置請求に係る請求書の記載事項等確認表（様式第3号）により、形式審査を行うこととする。

- 2 前項による形式審査により不備がないときは、請求書を受け付ける。
- 3 第1項による形式審査により不備があるときは、請求人又は代理人に補正を求めることとする。
- 4 前項の規定による補正は、持参により提出された請求書については、その場で補正を求めるこことし、その場での補正が困難なもの及び郵送により提出された請求書については請求書の再提出を求めるこことする。
- 5 関係者は、この条に基づく補正にあっては、請求人等の任意で行われるものであることと留意しなければならない。

（受付等）

第5条 前条第2項の受付においては、請求書に受付印（日付付き）を押印し、その請求書の写し1部を請求人等に交付することとする。

- 2 前条第4項の再提出が行われた場合は、当該再提出があったときに前項の処理を行うこととする。
- 3 受付の際、その後の事務を円滑に進めるため、次のとおり処理することとする。
 - (1) 共同請求案件については、その代表者を定めるよう代表者選任届（様式第4号）の提出を求める。なお、共同請求案件における請求人等に対する連絡は、当該代表者を通じて行う。
 - (2) 陳述等に関する意向確認書（様式第5号）により、次の事項に関する意向を確認すること。
 - ア 法第242条第7項に規定する請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

- イ 法第242条第8項に規定する立会い
- ウ 法第242条第7項に規定する陳述及び日程

(請求の通知)

第6条 監査委員は、前条の受付後、直ちに当該水俣市職員措置請求の要旨を議会及び市長に通知することとする。

(請求人等への連絡)

第7条 監査委員又は事務局から請求人等への連絡は、文書にあっては、配達証明書付書留郵便等によることとし、直接請求人等に手渡す場合は、受領書（様式第6号）を徴すこととする。

(請求の取下げ)

第8条 請求人等は、監査委員の監査終了前においては、取り下げができる。

2 取下げは、水俣市職員措置請求書取下書（様式第7号）により申し出なければならぬ。

3 取下げのあった水俣市職員措置請求については、初めから水俣市職員措置請求がなかつたものとみなす。

4 監査委員は、水俣市職員措置請求が取り下げられたときは、議会及び市長に通知することとする。

第3章 要件審査

(事前準備)

第9条 事務局は、請求書を受け付けたときは、監査委員による要件審査に資するため、あらかじめ次に掲げる事項について確認を行うこととする。

(1) 請求人について法第242条第1項に規定する住民であることの事実関係（行為能力の確認を含む。）

(2) 水俣市職員措置請求の内容審査に係る事実関係

2 前項の規定による確認にあたっては、次のとおりとする。

(1) 関係する官公庁に対して、住民票、登記事項証明書等公簿の閲覧又は交付請求を行うこと。

(2) 請求人等に対して、その確認できる書類の提出を求めること。

(3) 関係執行機関等に対して、その確認できる書類の提出を求めること。

(要件審査)

第10条 監査委員は、水俣市職員措置請求に係る要件審査表（様式第8号）等により請求が法令に定める要件を満たしているかどうかを審査することとする。

2 審査の結果、要件を満たしていると認めるときは、適法な水俣市職員措置請求として受理の決定をすることとする。

3 審査の結果、要件を満たしていないと認めるときは、請求人に対し水俣市職員措置請求書の補正通知書（様式第9号）により、期間を定め補正を求めることができる。

4 請求人が前項の規定により補正を行い、要件を満たしたと認められるときは、第2項に規定する受理の決定を行うこととする。

5 期間内に補正を行わず、又は補正したが要件を満たしていると認められないときは、不適法な請求として却下の決定をすることとする。

(受理等の通知)

第11条 監査委員は、前条第2項又は第4項による水俣市職員措置請求の受理の決定をしたときは、水俣市職員措置請求受理及び監査実施通知書（様式第10号）により次のとおり処理することとする。

- (1) 請求人等に対し、通知すること。
- (2) 関係執行機関等に対し、通知すること。

2 前条第5項による却下の決定をしたときは、次のとおり処理することとする。

- (1) 請求人等に対し、水俣市職員措置請求却下通知書（様式第11号）により通知すること。
- (2) 公表すること。
- (3) 関係執行機関等に対し、通知すること。

第4章 暫定的停止

(暫定的停止の勧告)

第12条 監査委員は、第10条第2項による受理の決定をした水俣市職員措置請求について、暫定的停止の適否を審査することとする。

2 審査の結果、合議により暫定的停止を行うことが適當と決定したときは、暫定的停止の勧告を行うことができる。

(通知)

第13条 前条の規定による勧告を行う場合は、関係執行機関等に水俣市職員措置請求に係る暫定的停止勧告書（様式第12号）により、法第242条第4項の規定による理由を付して勧告することとする。

2 前項の勧告を行ったときは、次のとおり処理することとする。

- (1) 請求人等に対して、勧告の内容を水俣市職員措置請求に係る暫定的停止勧告の通知書（様式第13号）により通知すること。
- (2) 公表すること。

第5章 監査

(監査計画)

第14条 監査委員は、監査の実施にあたり監査計画を作成することとする。

2 前項の監査計画で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査対象の事項
- (2) 監査対象の関係執行機関等
- (3) 監査の方法
- (4) 監査の着眼点
- (5) 監査の日程
- (6) その他監査のため必要な事項

3 監査委員は、監査の過程で必要に応じて、監査計画を修正することとする。

(監査の方法)

第15条 監査委員は、次の事項のすべて又は一部の方法により監査を行うこととする。

- (1) 請求人等から提出があった申請書、添付書類、証拠、陳述書、意見書等の確認、検討
- (2) 請求人等からの陳述の聴取
- (3) 関係執行機関等からの文書、資料、弁明書等の確認、検討

- (4) 関係執行機関等からの陳述の聴取
 - (5) 関係執行機関等が管理する関係書類、電子データ等の調査、確認、閲覧及照合
 - (6) 法第199条第8項に規定する関係人についての調査等
 - (7) 法第199条第8項に規定する学識経験を有する者等からの意見聴取等
 - (8) 過去の判例、行政実例、学説、その他各種資料等の収集、整理、検討
- 2 前項第6号による調査については、水俣市職員措置請求に係る関係人調査等依頼書（様式第14号）により行うこととする。
- 3 前項第7号による意見聴取については、水俣市職員措置請求に係る学識経験を有する者等からの意見聴取依頼書（様式第15号）により行うこととする。

第6章 陳述等

(証拠の提出)

第16条 請求人等は、法第242条第7項に規定する証拠の提出は、請求人等の陳述の日の前日までに行うこととする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合は、この限りでない。

- 2 証拠の提出は、持参又は郵送によることとする。
- 3 請求人等の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。

(陳述の日程等)

第17条 監査委員は、前条第1号に規定する請求人等の陳述の日時及び場所を定めることとする。

- 2 前項の陳述の日程等は、水俣市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書（様式第16号）により請求人等に通知することとする。
- 3 前項の通知にあわせ、請求人に水俣市職員措置請求に係る陳述の出欠等回答書（様式第17号）を送付し、陳述の出欠等について回答を求めるこことする。

(請求人の陳述)

第18条 請求人の陳述は、請求人又は代理人が行うこととする。

- 2 前項の陳述を代理人が行う場合は、陳述の日までに監査委員に対して、代理人選任届出書（様式第18号）を提出することとする。
- 3 共同請求の場合には、監査委員は、陳述をする者の数を3人以内に制限することができる。
- 4 前項による陳述する者の選任は、請求人等が選出するものとする。
- 5 請求人の陳述は、監査委員の指示に従って行うものとする。
- 6 前項の陳述は、請求の要旨を補足するものに限る。
- 7 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、陳述をする者が複数の場合にあっては、合計でおおむね1時間以内とする。

(関係執行機関等の立会い)

第19条 監査委員は、請求人から陳述の聴取を実施するときは、関係執行機関等を立ち会わせることができる。

- 2 前項の立合いについては、あらかじめ請求人等、関係執行機関等双方の意向を聞き取ることとする。
- 3 第1項による立合いを行う場合は、あらかじめ請求人、関係執行機関等双方に、制限人数、遵守事項等を通知することとする。

- 4 第1項の規定により立ち会う関係執行機関等は、監査委員の指示に、従わなければならぬ
- 5 第1項の規定により立ち会う関係執行機関等は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 6 関係執行機関等の立会いが、請求人の円滑な陳述の支障となると認めるときは、関係執行機関等の立会いを制限することができる。

(関係執行機関等の陳述)

第20条 監査委員は、監査を実施する場合において、関係執行機関等から陳述を聴取することができる。

- 2 前項の陳述の日時及び場所は、水俣市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述に関する通知書（様式第16号）により関係執行機関等に通知することとする。
- 3 前項の通知にあわせ、請求人に水俣市職員措置請求に係る陳述の出欠等回答書（様式第17号）を送付し、陳述の出欠等について回答を求めてることとする。
- 4 監査委員は、監査の対象となる関係執行機関等が複数の場合は、それらを代表する関係執行機関等に陳述を行わせることができる。
- 5 関係執行機関等の陳述は、監査委員の指示に従って行うこととする。
- 6 陳述の時間は、おおむね30分以内とする。ただし、関係執行機関等が複数の場合にあっては、合計でおおむね1時間以内とする。

(請求人の立会い)

第21条 監査委員は、関係執行機関等から陳述の聴取を実施するときは、請求人を立ち会わせることができる。

- 2 前項の立会いについては、請求人又は代理人が行うこととする。
- 3 前項の立合いを代理人が行う場合は、陳述の日までに監査委員に対して、代理人選任届出書（様式第18号）を提出することとする。
- 4 共同請求案件で、請求人全員が立ち会うことができないと認められるときは、その人数を制限することができる。なお、その人数は、その都度定める。
- 5 前項による立ち会わせる者の選任は、請求人が選出することとする。
- 6 第1項の規定により立ち会う請求人は、監査委員の指示に、従わなければならない。
- 7 第1項の規定により立ち会う請求人は、陳述の内容に対する意見を述べることはできない。
- 8 請求人等は、関係執行機関等の陳述に対し意見があるときは、立会いの日の翌日から起算して7日以内に意見書を提出することができる。ただし、監査の日程上、必要があると認めるときは、その日数を調整することとする。
- 9 第1項の規定による請求人等の立会いが、関係執行機関等の陳述の円滑な運営の支障となると認めるときは、請求人の立会いを制限し、又は認めないことができる。

(陳述の中止等)

第22条 監査委員は、第18条及び第20条の規定により陳述をする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

- 2 第19条及び前条の規定により立会いをする者が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

(陳述の公開)

第23条 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、監査委員は、事情により傍聴人の定員を増減することができる。

2 傍聴人は、陳述の当日、傍聴会場に備付けの傍聴人名簿に必要事項を記入しなければならない。

3 傍聴人は、陳述の当日、傍聴人名簿に記載された順に決定するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者は、あらかじめ備付けの傍聴人名簿に所属する報道機関の名称及び氏名を記入することにより、取材のための傍聴をすることができる。ただし、監査委員は、会場の状況等によりその数を各報道機関につき1人に制限することができる。

(陳述の非公開)

第24条 監査委員は、第18条及び第20条の規定による陳述が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該陳述を非公開とすることができます。

(1) 個人情報に関する事項が含まれるとき。

(2) 本市の行政運営上支障が生じる等の事情があると認めるとき。

(3) その他監査委員が必要と認めるとき。

(傍聴の禁止)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 囁器の類その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当であると認める物品を携帯している者

(4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者

(5) その他陳述の運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第26条 傍聴人は、監査委員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 陳述や意見表明に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 秘語又は飲食をしないこと。

(3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

(4) 陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(5) その他監査委員が指示する必要があると認めること。

(傍聴人の退場)

第27条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(1) 監査委員が、第24条の規定により陳述を非公開としたとき。

(2) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(陳述の撮影及び録音)

第28条 請求人等及び関係執行機関等が行う陳述の写真、ビデオ等による撮影及び録音は、すべて禁止する。ただし、監査委員は、陳述人及び立会人の同意を得た場合において、陳述開始前に限り、写真等の撮影を認めることとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、事務局職員に

陳述の内容を録音機器等により録音させることができる。

第7章 監査結果等

(監査結果の決定)

第29条 監査委員は、監査を終了したときは、合議により監査結果の決定を行うこととする。

(監査結果等の通知及び公表)

第30条 監査委員は、監査結果の決定に従い、次のとおり処理することとする。

- (1) 監査の過程で、水俣市職員措置請求の要件を満たしていないことが判明したとき
 - ア 第11条第2項の例によることとする。
- (2) 請求に理由があると認めるとき
 - ア 議会、関係執行機関等に対し必要な措置を講ずべきことを水俣市職員措置請求に係る監査結果に関する勧告書（様式第19号）により勧告すること。
 - イ 当該勧告の内容を水俣市職員措置請求に係る監査結果に関する勧告の実施通知書（様式第20号）により請求人等に通知すること。
 - ウ 公表すること。
- (3) 請求に理由がないと認めるとき
 - ア 理由を付してその旨を水俣市職員措置請求に係る監査結果に関する通知書（様式第21号）により請求人等に通知すること。
 - イ 当該書面の写しを関係執行機関等に送付すること。
 - ウ 公表すること。

(措置結果の通知及び公表)

第31条 監査委員は、前条第1項第1号の規定による勧告を受けた議会、関係執行機関等から措置結果に関する通知があったときは、次のとおり処理することとする。

- (1) 請求人等に当該通知に係る事項を通知すること。
- (2) 公表すること。

(不措置の場合の処理)

第32条 監査委員は、前条による措置結果が不措置であったときは、勧告に対する措置を督促することとする。

(委任)

第33条 この要領に定めるものほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。